

# 与那原マリーナ航行安全規程

この「与那原マリーナ航行安全規程」は、安全に楽しいマリンライフをお過ごしいただくために、お守りいただかなければならない航行安全に関する規程です。事故等を未然に防止し、与那原マリーナ使用者の安全を確保するためにも、趣旨をご理解の上、遵守下さい。

## 第1節 目的および定義規程

### (目的)

第1条 与那原マリーナ安全航行規程（以下「規程」といいます。）は、与那原マリーナ指定管理者（以下「マリーナ管理者」といいます。）が、航行安全に関する事項を定め、もって使用許可艇の航行等により発生する事故を防止し、使用許可を受けたもの（以下「使用者」といいます。）その他のマリーナ使用者の航行安全を図ることを目的とします。

### (定義)

第2条 この規程における用語の意義は、この規程の条項で定義されるものの他、沖縄県港湾管理条例（以下「条例」といいます。）における用語の意義と同一とします。

### (関係法令の遵守)

第3条 与那原マリーナが位置する中城湾港は港湾法による「重要港湾（中城湾、金武湾）」、港則法による「特定港（金武中城港）」に定められた、港湾区域（水域）の空間としては国内2位の規模となる海域であり、大型本船や艦船、漁労船、マリンレジャー船、観光船、交通船などが混在して航行・びよう泊する海域です。船舶安全法、海上衝突予防法、及びその他の関係法令・条例のほか、港則法の適用を受けます。マリーナ使用者はこれらの関係法令・条例を遵守するほか、この規程を遵守しなければなりません。

## 第2節 運航

### (出港禁止・注意)

第3条 使用許可艇の航行に関し、指揮・監督する者（以下「船長」といいます。）に対し、マリーナ管理者が別途定めた「出港禁止・出港注意指導

基準」により、マリーナ管理者が出港禁止または出港注意措置を講じることができます。

#### (マリーナの指示)

第4条 船長は、マリーナ管理者が艇の安全を確保するため、この規程に従った適切な指示または指導を行った場合は、これに従わなければなりません。

#### (船長、出帰港等)

第5条 使用許可艇の航行に際し、船長となれる者は、使用者または共同使用者に限ります。

- 2 船長は、使用許可艇をマリーナから出港させるときは、マリーナ管理者に対して、船長名、全ての乗船者名、出港時刻、帰港予定時刻、航行予定経路、帰港時刻、その他の事項を、所定の手続きにて届け出なければなりません。
- 3 前項の届け出の内容につき、官公署より問い合わせがあるときは、マリーナ管理者は官公署に対し、これを開示できるものとします。
- 4 船長は、使用許可艇の出港に際し、最新の気象状況および海象状況を把握し、マリーナ管理者からの出港禁止、出港注意情報を確認し、出港の可否を自己の責任で決定しなければなりません。
- 5 マリーナ管理者は、海上保安部、その他関係官庁の要請等により出港を停止することができます。
- 6 船長は、使用許可艇をマリーナから出港させた後、航行中に天候の急変その他の事由により、マリーナへの帰港が不能となったとき、または帰港予定時刻遅延の可能性が生じたときは、営業時間内である時は直ちに、営業時間外である時は営業時間となった時、直ちにその旨をマリーナ管理者の事務所まで連絡しなければなりません。また、帰港後、直ちにマリーナ管理者に対し、帰港時刻、遅延理由その他の事項を所定の手続きにて届け出なければなりません。
- 7 帰港予定時刻を著しく経過したにもかかわらず、前項の連絡がないとき、または海上事故発生の通報を受けたときは、マリーナ管理者は、海上保安部、公益社団法人琉球水難救済会等の救助組織等に通報し、

救助または捜索を要請することができます。

- 8 マリーナ管理者は、天候その他諸々の事情を勘案のうえ、捜索要請することができます。
- 9 マリーナからの出港後の故障、事故等によりマリーナ管理者が使用許可艇に対し出張、修理または曳航等の業務を行ったときは、マリーナ管理者は使用者に対し報酬および費用を請求できます。
- 10 船長は、使用許可艇をマリーナに帰港させたときは、帰港当日中にマリーナ管理者に対し、帰港時刻、その他の事項を所定の手続きにより届け出なければなりません。
- 11 使用許可艇の出港および帰港の時間は、日の出から日没前までとします。ただし、事前に所定の書面にてマリーナ管理者に届け出たときは、この限りではありません。
- 12 マリーナ管理者の本条に定める出港停止、通報、要請等は、いずれもその行為の有無にかかわらず、マリーナ管理者は一切責任を負うものではなく、船長はその自己責任をまぬがれるものではありません。
- 13 悪天候により所定の係留区画に着岸が困難であるとマリーナ管理者が判断したときは、船長はマリーナ管理者の指定する区画に係留できるものとします。ただし、天候回復後速やかに所定の係留区画に移動しなければなりません。
- 14 使用許可艇にてマリーナ内を航行する場合には、引き波を立てないよう最徐行で航行しなければなりません。
- 15 船長は救命具、消火器、発煙筒等の救難に必要な備品および航海に必要な書類等を点検のうえ、搭載状況を確認するほか、エンジンの調子、船体異常の有無、燃料・バッテリー等の確認を励行すること。
- 16 犯罪・トラブル防止のため、身分不確実な者を乗船させないこと。
- 17 使用許可艇の最大搭載人数を超えて乗船させないこと。
- 18 乗船中は救命胴衣の着用を励行すること。

### (マリーナ水域および出入港水路)

第6条 マリーナ水域から海域（中城湾港）までの水域（以下「出入港水域」といいます。）での航行およびマリーナ水域への出入港にあたっては、船長は次の各号を遵守しなければなりません。

- (1) マリーナ水域および出入港水域では、右側航行、右側優先にて航行すること。ただし、事故を避けようとする場合、その他やむを得ない事由の有る場合にはこの限りではない。
- (2) マリーナ水域および出入港水域では、みだりに停船、追い越しをすることなく、常に最徐行とし、引き波を立てない速力で航行すること。
- (3) マリーナ水域および出入港水域では、マリーナ使用許可艇のほかディングーヨットや警備艇、輸送船などの艇および船舶に十分注意し、マリーナ水域および出入港水域で艇および船舶が相互に出会う恐れのあるときは出船優先とすること。

### (航行)

第7条 船長は常に安全航行に努め、次の各号に留意しなければなりません。

- (1) 航行中は、気象および海象の状況に十分注意すること。
- (2) 右側通行、右側優先の原則を励行すること。
- (3) 金武中城港内においては、他の船舶に危険をおよぼさないような速力で航行し、他の船舶の針路を避けなければなりません。

### (他者への迷惑防止等)

第8条 他者への迷惑防止、事故防止および海上汚染防止のため、船長、使用者およびその共同使用者は次の各号を遵守しなければなりません。

- (1) 漁場への乗り入れをしないこと。
- (2) 操業中の漁船、潜水漁業中の漁労者、定置網・刺し網などの魚網には接近せず、かつ操業を妨げないこと。
- (3) 海水浴場への乗り入れをしないこと。
- (4) 工事および作業水域への乗り入れをしないこと。
- (5) 係留作業船やびょう泊船舶には接近せず、かつそのアンカーロープへの接触事故に注意すること。
- (6) 交通船やグラスボート、遊覧船、観光船、遊漁船などの営業船の航行を妨げないこと。
- (7) 廃油、油の混ざったビルジ、ゴミ等を海上に投棄しないこと。
- (8) 飲酒、薬物などの影響により正常な操縦が出来ない恐れがある場合には艇を操縦しないこと。
- (9) 急発進・急旋回などの航行、無謀操縦はしないこと。
- (10) マリーナ水域および出入港水域では、船内トイレの汚物を排出しな

いこと。

(11) その他、マナーには十分注意すること。

#### (緊急時の措置)

第9条 船長は航行中、人を死傷させまたは物を破損したときには、人命を最優先にし、人命救助に必要な措置をとるとともに、速やかに遭難信号等の適切な通信手段にて付近の艇および船舶、管轄海上保安部、消防署、警察署その他必要な諸機関に通報およびマリーナに報告しなければなりません。

2. 船長は航行中、事故艇、人身事故、物損事故等を発見した場合または救助を求められた場合には、出来る限り応急救助措置を講ずるとともに必要に応じて付近の船舶およびマリーナに連絡しなければなりません。

#### (事故処理)

第10条 使用者およびその共同使用者は、事故が発生した場合には加害者・被害者双方での話し合いにより、自己の責任において解決するものとしします。

#### (事故報告)

第11条 船長は、操船中に第三者（第三者には同乗者を含みます。）を死傷させたときは、直ちに救助活動を行うとともに、管轄海上保安部および消防署、または警察署、その他必要な諸機関、およびマリーナ管理者に対し通報しなければなりません。

2 船長は、操船中に第三者の物を破損した場合は、直ちに適切な処置を講ずるとともに、被害者、漁業被害にあつては、被害者の所属する漁業協同組合、管轄海上保安部およびマリーナ管理者に対し、当該事故について講じた措置を報告しなければなりません。

#### (漁業従事者、観光業者等との紛争)

第12条 航行その他における使用許可艇の使用に際し、漁業従事者、観光業者等と紛争が生じたときは、船長はマリーナ管理者に対し、速やかに紛争の内容、発生場所、発生時刻、相手方の名称、その他の事項を所定の用紙にて報告しなければなりません。

#### (賠償責任保険)

第13条 使用者およびその共同使用者は、航行、係留時などの事故により生じた損害を賠償または補償するため、賠償責任保険契約を使用許可艇搬入時までに締結するものとし、マリーナ管理者にその保険証券の写しを、その保険契約締結後1カ月以内に提出しなければなりません。

#### (規程の改正)

第14条 この規程は、沖縄県およびマリーナ管理者の必要に応じて、改正することができます。

#### (規程違反に対する措置)

第15条 使用者およびその共同使用者並びにその同伴者が、本規程の条項および与那原マリーナに関する規程、規程または海事関係法例、の一つにでも違反したときは、マリーナ管理者は速やかに本規程等違反是正の催告、マリーナ使用許可解除、その他の適宜な措置をとるものとし、

2 マリーナ管理者は前項の事実および措置内容等を、必要に応じて、郵送等により通知するものとし、

### 附則

#### (規程の効力発生時期)

1 この規程は、平成28年7月1日よりその効力を生じます。

**港則法施行令で定められた金武中城港（特定港）**

金武岬南端から伊計島北端まで引いた線、同島南端、宮城島東端、浮原島東端、津堅島南端及び久高島東端を順次に結んだ線、同島南端から知念岬南端まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面

